

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 9 号

(所 管) 学校管理部 学校給食課

件 名	市長からの意見聴取（堺市学校給食センター条例）について
提 案 理 由	<p>堺市学校給食センター条例の制定について、令和 6 年第 3 回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、市長から意見を求められた。</p> <p>本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、令和 6 年 8 月 2 日、教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 制定の趣旨及び内容</p> <p>堺市立中学校において実施する学校給食の調理、配送その他必要な業務を一括して処理するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定に基づき、堺市学校給食センターを設置することとし、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものである。</p> <p>(1) 設置に関する事項</p> <p>(2) 名称及び位置に関する事項</p> <p>(3) 職員に関する事項</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行するものであること。</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p>■ その他（教育長の臨時代理により、異議がないものとして回答済みである。）</p>

市長からの意見聴取（堺市学校給食センター条例）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により市長から意見を求められた次の案件については、異議がないものとするについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項に基づき、令和 6 年 8 月 2 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和 6 年 8 月 16 日  
堺市教育委員会  
教育長 関 百合子

# 堺市学校給食センター条例

(設置)

第1条 堺市立中学校において実施する学校給食（学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。）の調理、配送その他必要な業務を一括して処理するため、堺市学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
堺市第1学校給食センター	堺市中区八田西町1丁
堺市第2学校給食センター	堺市南区桃山台1丁

(職員)

第3条 給食センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

# 堺市学校給食センター条例の制定について

## 1 制定の趣旨及び内容

堺市立中学校において実施する学校給食の調理、配送その他必要な業務を一括して処理するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、堺市学校給食センターを設置することとし、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 設置に関する事項
- (2) 名称及び位置に関する事項
- (3) 職員に関する事項

## 2 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行するものであること。